

花 减免・軽減制度

幼児教育・保育の無償化(再掲)

詳しくは14ページをご覧ください。

問い合わせ窓口 健康推進課 ☎ 247-1321(直通)

小・中学校給食費無料化事業

町では、保護者の方の経済的負担を軽減し子育て支援の拡充を図るため、学校給食費の無料化を実施しています。

- 対象者 ①岐南町立学校に在籍し、かつ、岐南町に住民登録している児童生徒の保護者
②特別支援学校の小学部及び中学部に在籍し、かつ、岐南町に住民登録している児童生徒の保護者
- 申請方法 所定の申請書(町ホームページでもダウンロードできます)を役場に提出してください。
- 助成金支払 ①の場合：毎月、学校給食費相当分を助成金として校長に支払います。
②の場合：所定の請求書に学校給食費受領等証明書を添付して役場に提出してください。

問い合わせ窓口 生涯教育課 ☎ 247-1395(直通)

小中学校就学援助

町内の小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、経済的な理由などにより就学させることが困難な場合、就学に要する費用を援助しています。

- 援助内容 学用品・通学用品・校外活動費・新入学児童生徒学用品・修学旅行費・給食費
- 申請先 児童・生徒の通学する学校

問い合わせ窓口 各小中学校 羽島郡二町教育委員会 総務課 ☎ 245-1133(直通)

公立高等学校に係る授業料

- 公立高等学校等就学支援金

県内の公立高等学校に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対し、授業料を助成します。

問い合わせ窓口 在学している学校 県教育委員会 教育財務課 ☎ 272-8734

私立高等学校等に係る授業料

- 私立高等学校等就学支援金

公立高等学校の授業料相当額を一律に助成するとともに、保護者等の収入に応じて一定額を上乗せして助成します。

- 私立高等学校等授業料軽減補助金

保護者等の収入に応じて私立高等学校等就学支援金に上乗せして助成します。

問い合わせ窓口 在学している学校 県私学振興青少年課 ☎ 272-8240(直通)